

第10回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日（月） 午後2時00分から午後3時15分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 3番 田畑 啓之助 委員
議席 4番 保井 章 委員

8. 総会

1) 開会

2) 会長挨拶

3) 議事録署名委員の指名

4) 議事

- 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件2 農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告について

5) 報告事項

- 活動方針作成委員会報告事項
- 意見書検討委員会報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 事務局報告事項

6) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長	大谷 茂
局次長	村田 浩司
局長補佐	福田 悟司
係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

- 事務局長 第10回甲賀市農業委員会総会を開会
- 事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大に対応した生活様式の変化
 - ・法令に基づく許認可業務の適正執行
- 事務局長 北田会長、ありがとうございました。
- 事務局長 それでは、これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席3番田畑啓之助委員と、議席4番保井章委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。
- 議 長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
3条調書、整理番号1番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第45号、整理番号1番を説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページから3ページとなります。申請地は農業振興地域内の青地および白地農地です。
譲受人は譲渡人と同一世帯であります。農業経営を譲受人に移譲するため、譲渡人と農地の貸借権の設定について合意し申請されました。譲受人は申請地で水稻等を栽培されます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 整理番号1番については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号4番保井です。
令和3年4月6日に申請地を福野推進委員と確認いたしました。申請地は住宅の裏山斜面に位置し、現在、お茶と野菜を栽培されています。申請者は高齢となられ、農業の継続は困難と考えられます。よって、後継者に経営移譲をされるといふ、申請となっております。移譲による周辺地域への支障や影響はなく、許可相当と思われまふ。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
- 議 長 続いて、議席17番瀧井委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号17番瀧井です。
4月6日に申請人、譲渡人により説明を受けました。今回2度目の農業者年金受給資格の継続のため経営移譲を行うことで、必要な続きに基づく申請であることから、許可に相当すると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号9番福野推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号9番福野です。
申請地は、申請者の自宅に隣接している畑で、お茶と野菜を生産されています。今後も農地として引き継がれることから、農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号11番富川推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事務局 ただ今事務局並びに瀧井農業委員から説明のあったとおりです。私からは補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺ひします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号2番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号2番を説明します。参考図は4ページ、5ページとなります。申請地は農業振興地域内の青地農地です。
譲渡人は規模縮小のため、譲渡人と農地の賃借権の設定について合意し申請されました。譲受人は申請地で果樹を栽培されます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 整理番号2番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号9番奥村です。
譲渡人は以前からみずから耕作はされておらず、他人に任せておられました。今、返してもらっても自分で耕作できず、休耕してしまいます。譲受人は新規就農者で2年前からパパイア等の栽培の研修をされておりました。土山地区で初めての作付けとなりますが、周りの耕作者に理解を求め、栽培していただくようお願いしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号21番服部推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号21番服部です。
果樹園をされることで、周りに田があるので鳥獣被害が出るのではないかとということで、借受人の方に聞いてみると、これは動物などは食べに来ないということで、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 議 長 小倉委員。
- 小倉委員 議席番号7番小倉です。
周囲が水田ということで、果樹を栽培される場合の農薬等の被害はありませんか。

議 長 奥村委員。

奥村委員 農薬のことも十分調べました。パパイヤは無農薬で栽培されるということで。また規定に沿った農薬しか使わないよう求めています。

議 長 小倉委員、よろしいか。

小倉委員 はい。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号2番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号3番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号3番を説明します。参考図は6ページ、7ページとなります。申請地は農業振興地域内の白地農地です。
譲受人は周辺農地を耕作されており、規模拡大のため、譲渡人と農地の貸借権の設定について合意し申請されました。譲受人は申請地で水稻を栽培されます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号3番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。
今回の申請ですが、実は、先月にも同じところで同じ農地で申請がありました。この時にもうすでに3筆全部を譲受人が全部耕作をすると、私と清水推進委

員と現地を見て話を聞かせてもらっておりました。書類の提出の関係上、2ヶ月に分かれてしまいましたが、これは両方とも譲渡人が高齢で、今後管理するのが大変で過去から管理してもらっていた譲受人に買っていただき、管理していくと話は通っています。今回は書類上の関係で、今月にも申請がされたということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号22番清水推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号22番清水です。

緩利農業委員が説明されたとおりで、私から補足説明はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号3番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号3番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第45号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

4条調書、整理番号1番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第46号、整理番号1番を説明します。議案書は4ページ、参考図は8ページ、9ページ、土地利用計画は10ページとなります。申請地は非線引都市計画用途区域外の農用地区域内にある農用地です。

申請者は、6年前に土地の有効利用を考え、再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電設備設置を申請し、営農型発電施設としての一時転用許可を受け、3年前にも再度、一時転用許可を受けておられます。

今回は、新たに令和6年5月までの一時転用の申請を行われるものです。日当たりもよく、発電施設の下部ではミョウガの作付けを行っておられます。また、支柱は単管パイプの簡易な構造であり、容易に撤去可能なものとなっており、許可制度上の条件に適合したものとなっております。以上です。

議 長 整理番号1番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

3月23日に現地確認を行いました。ただ今事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号20番中村推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号20番中村です。

該当案件、問題なしと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席番号3番田畑です。

説明のとおり、6年前に営農型太陽光発電施設を設置されたことは私も承知しております。営農型太陽光発電はパネルの下部において、農産物を栽培し収穫をする目的で設置されます。そこにはいろんな規定がございます。当初の営農計画、栽培する品種名、どれだけ生産して、どれだけの販売費、販売高がどれだけになるのか、毎年報告する義務があります。それらについて、計画どおりできているのかいないのか、分かる範囲で説明をお願いします。

議 長 事務局。

事 務 局 毎年、営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告の提出をいただいています。平成30年はミョウガとヤマフキを栽培されておりました。ただ、ヤマフキについては天候の関係で取れず、ミョウガだけが10アールあたり256.9キログラム収穫されました。地域の平均的な単収としては112.7キログラムですので、地域の平均上回る収穫をされております。次に、令和元年度は、単収としてミョウガだけですが、130.3キログラムで地域の平均的な単収11

2キログラムより上回っております。令和2年度も単収として130.3キログラムと報告を受けております。以上です。

田畑委員 分かりました。

議長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号1番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号2番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番を説明します。議案書は4ページ、参考図は11ページ、12ページ、土地利用計画は13ページとなります。申請地は市街化調整区域内第2種農地です。

農地法施行前に、申請地の一部に農業用住宅及び倉庫を建築され、昭和54年には、申請地の全部に敷地拡大をし、農家住宅として増築されています。計画によると、雨水は敷地内自然浸透により処理されることから周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、申請地は昭和54年から宅地として利用されていることから、申請書に顛末書が添付されています。以上です。

議長 整理番号2番については、議席18番西田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号18番西田です。

この案件につきましては、4月9日に中本推進委員と現地確認をさせていただきました。土地計画図の南側、この図の右の方ですが、点線で示しているところが土地改良区の水路です。すでにこの水路の上にも農舎が建っています。農業委

員の立場から言えば、許可相当となると思うのですが、土地改良区の水路の上にも建っていることを十分に認識していただきたい旨の意見を付け加えさせていただいて、許可相当とさせていただきました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 続いて、区域番号26番中本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号26番中本です。

申請地は西田委員の説明のとおり、土地改良区の水路が通っているということで、疑問を持ちましたが、土地改良区の方も特に問題がないと回答がございました。この土地自体が集落に隣接しており、農地利用の最適化には支障がございません。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号2番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】

議 長 挙手多数でございます。

よって、整理番号2番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第46号については、以上であります。

議 長 続きます。議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

5条調書、整理番号1番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第47号、整理番号1番を説明します。議案書は6ページ、参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画は16ページとなります。申請地は都市計画区域外の第2種農地であります。

譲渡人が利用者を探していた土地であり、日照からも、申請地を適地と判断されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、太陽光パネル1, 6

80枚を設置、781.2キロワット発電されます。雨水は周辺へ流出しないように造成、側溝を配置し、市管理水路へ放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」を別途手続き中であり、許可は条例と同日付けとなります。以上です

議長 整理番号1番については、議席5番林委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番林です。

4月6日、本間推進委員と現地確認いたしました。隣はまだ耕作されておりますし、申請地は草が生い茂り、笹が多く生えています。太陽光にしてもらえば隣にも影響はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号15番本間推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号15番本間です。

4月6日に現地確認させていただきまして、申請のとおり何ら問題なく思います。数年前から不耕作で荒地となっており、景観上も問題があり、農地転用で形が変わってしまいますが、景観重視ということであればやむを得ないと考えます。何ら申請に異議はございませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議長 川村委員。

川村委員 議席番号15番川村です。

この場所の傾斜を見ますと、昔は、田として耕作をされていた所で草が生え、不耕作という状態で、太陽光のかなり大きい施設です。太陽光発電施設の建て方や雨水が、大雨のときにどのように流れるのか、その点の説明は、農業委員、推進委員の方がよくご存知だと思っておりますが、事務局はどの程度把握されているのか、質問させていただきます。

議長 事務局。

事務局 この案件についての排水協議については、都市計画課で「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の中で、開発と同じ要件で審査されております。周囲には雨水が流出しないように、土を盛り造成され、敷地内に水路を配置されます。土地利用計画図に、国道1号沿いの東側に市の水路で法定外水路があります。そこへ放流して処理できるか審査し、大丈夫であろうとのことで、進んでいます。従って、周辺の農地で影響を与えることはないと考えます。以上です。

川村委員 分かりました。

議長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番については、原案のとおり可決し、許可相当とすることに決定いたします。
なお、この案件につきましては、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。
また、許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」と同時許可となります。

議長 続きまして、整理番号2番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番を説明します。参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画は19ページとなります。申請地は、先ほど議案第46号、4条調書整理番号1番で説明しました案件の西側半分となり、譲受人は譲渡人の息子であります。
転用理由及び概要につきましては、先に説明しました内容と同一で、6年前に土地の有効利用を考え「再生エネルギー事業」を目的に、太陽光発電設備を設置するため申請されたものであり、営農型発電施設としての一時転用許可となります。新たに令和6年5月までの一時転用の申請を行われるものであり、農業改良組合長等の地元関係者の同意は既に得られております。以上です。

議 長 整理番号2番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

譲受人と譲渡人は親子関係で、何の問題もないと思います。息子さんも農業を営んでおられ、このまま父親の土地を引き継ぐと聞いております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号20番中村推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号20番中村です。

先ほど同様、問題なしと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席番号3番田畑です。

一時転用ですと、令和6年以降はどのようにされるのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 3年間の一時転用ですので、その後継続されるのであれば再度申請をしていただくこととなります。

田畑委員 分かりました。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号2番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2番については、原案のとおり可決し、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号3番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番を説明します。参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画は22ページとなります。申請地は、市街化調整区域の第2種農地であります。
譲受人は、事業拡大に伴い、資材置場・駐車場として利用するため、申請されました。計画によりますと、申請法人の代表者が所有する申請地の南側に隣接する土地を進入路とし、資材置場・駐車場として利用されます。雨水は敷地内地下浸透及び暗渠排水管による道路側溝への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 整理番号3番については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。
現地確認は4月7日、申請人立ち会いのもと実施いたしました。池田団地外れの東側に位置する農地であり、水稻栽培するには道路の反対側から、ポンプアップにより水をくみ上げる必要があることから、数年前より作付けされることなく、保全管理の現況となっております。譲受人は建設業で特殊なコンクリート打設圧送業を営んでおり、業務拡大により圧送車などの駐車場と、資材置き場を探しておりました。
参考図22ページの土地利用計画図をご覧ください。中央より右側上部の倉庫、居宅に続き駐車場、資材置き場がありますが、申請地は現在駐車場と資材置き場として運用している土地続きの北側となります。譲渡人に申し出たところ、快く話がまとまったということです。現在周辺には、水稻作付されている田んぼが一部あります。この農地につきましては、隣地の承諾を受けておられ、埋め立てることなく現状のまま畔も残し土壌改良した後、スロープをつけ駐車場と資材置き場とするように聞いております。また、雨水等の排水も現在の排水路を利用することように聞いております。周辺への影響はないものと考えられます。よってこの申請につきまして、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号35番小林推進委員、補足説明をお願いします。

- 担当推委 区域番号35番小林です。
申請地は宅地に隣接した農地で、購入後資材置き場、駐車場として利用されるということで、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障ありません。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号3番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3番については、原案のとおり可決し、許可とすることに決定いたします。
議案第47号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席16番寺田委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。
- 議 長 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第48号について説明いたします。議案書は8ページからとなります。
今月の決定は38件で、借り手、買い手、貸し手、売り手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。
9ページから12ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権は、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数37名、借り手は実人数12名、面積は128,128平方メートルとなります。次に、所有権移転の合計の売り手は実人数1名、買い手は実人数1名で、面積は2,427平方メートルです。また、借り手、買い手の農地台帳による農業経営状況は、23ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第48号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第48号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。
議案第48号については、以上であります。

議長 　それでは、寺田委員の入室、着席を求めます。

議長 　続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」。調書は24ページ、参考図は23ページからとなります。
今月は、農地法第5条の届出が4件です。以上です。

議長 　続きまして、**報告案件2「農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告について」**、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告案件2「農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告について」。調書は25ページです。

農業経営基盤強化促進法第12条の4の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので報告いたします。申請内容の詳細については調書のとおりです。いずれも、令和年3月15日付けで認定農業者として認定されました。

なお、これにより市内の認定農業者は、166経営体となっております。以上、報告といたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 　　中島委員。

中島委員 　　議席10番中島です。
2番の申請者の水稻の生産量がおかしいのでは。

議 長 　　事務局。

事 務 局 　　農業振興課に確認し、次回報告させていただきます。

議 長 　　中島委員、よろしいか。

中島委員 　　はい。

議 長 　　他にご意見、ご質問等ございませんか。

議 長 　　報告案件は以上です。特にご質問等もございませんので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 　　続きまして、報告事項に入ります。
最初に、報告事項1「活動方針作成委員会報告事項」について、寺田委員長、お願いします。

寺田委員長 　　・第3回活動方針作成委員会

議 長 　　続いて、報告事項2「意見書検討委員会報告事項」について、西田委員長、お願いします。

西田委員長 　　・第5回意見書検討委員会

議 長 　　続いて、報告事項3「広報編集委員会報告事項」について、福井委員長、お願いします。

福井委員長 　　・第27回「農業委員会だより」全国コンクール入賞決定
・第1回広報編集委員会

議 長 続いて、報告事項4「事務局報告事項」について、お願いします。

事 務 局

- ・ 利用権期間満了報告
- ・ 経過と予定
- ・ 委員パトロール（3月）の事務局報告
- ・ 農地利用最適化推進委員候補者評価委員
- ・ 令和3年度農事（農業）改良組合長会議の中止
- ・ 令和3年度農事（農業）改良組合長名簿
- ・ 農業委員会協力員の委嘱

議 長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。
それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____